

被扶養者認定における新たな取扱いについて (労働契約で定められた賃金による年間収入の判定)

被扶養者を認定する際の「年間収入」の判定については、認定対象者の過去の収入や現時点の収入、または将来の収入見込みなどを総合的に判断し、「今後1年間の収入の見込み」で判定（以下、「従来通りの取扱い」という）しています。令和8年4月1日からは、新たに「労働条件通知書」等の労働契約で定められた賃金から年間収入を判定（以下、「本取扱い」という）できるようになりました。その内容としましては、労働契約に明確な規定がなく、労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（以下、「臨時収入」という）は、被扶養者を認定する際の年間収入に含まないというものです。

1. 本取扱いが適用される認定対象者 ※被保険者との身分関係、国内居住要件は満たしている前提

① 給与収入のみである方

- ・年金収入や事業収入がある場合は従来通りの取扱い

② 「労働条件通知書」や「雇用契約書」等を提出できる方

- ・書類上の賃金が年間130万円未満（60歳以上は180万円未満、19～22歳は150万円未満）であること
- ・シフト制、有効な契約期間が1年に満たない、交通費の記載が無いなど、年間収入を算定できない場合は従来通りの取扱い
- ・臨時収入は年間収入に含まないが、明確な規定があるもの（固定残業代として〇〇円、全員に賞与〇〇円を支給、など）は年間収入に含む

③ 被保険者の年間収入の1/2未満（同一世帯）、または被保険者からの仕送りより少ない（別世帯）方

上記①～③をすべて満たし、本取扱いでの認定を希望する場合は、申立書（別添）に労働条件通知書等を添えて提出してください。

2. 認定後に年間収入が基準額（130万円、150万円又は180万円）を超えた場合

本取扱いで認定された被扶養者が、臨時収入等によって結果的に年間収入が基準額を超えた場合であっても、直ちに被扶養者の削除を要するものではありません。

一方で、臨時収入の支給を前提として、労働条件通知書等に賃金や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合や実際の年間収入が著しく基準額を上回っている場合には、認定を取り消すことがあります。

また、認定時に被扶養者の要件を満たさないような不備があったと判明した場合には、認定時に遡って取り消します。

3. 適用開始日

本取扱いは認定日が令和8年4月1日以降となるものに適用されます。

なお、令和8年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来通りの取扱いにより判定することとなります。

阪急阪神健康保険組合
健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>

